平成25年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	3 5	OI	府省庁名 経済産業省
対象	税目	個。	人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()
要望 項目名		住	ミローン減税の拡充
要望内容 発事故の		発	它の省エネ化の促進を通して、国際的で中長期的なエネルギ―需給の逼迫、地球温暖化問題の深刻化、原事故の発生等エネルギ―をめぐる環境変化に対応し、エネルギ―の使用の合理化により燃料資源の有効な用の確保を図るため、住宅ロ―ン減税の控除対象借入限度額を引き上げる。
	(
関係	条文	t]	也方税法附則第5条の4の2
減 ⁱ 見辽			(初年度) 一 (一) (平年度) 一 (一) (単位:百万円)
要望	理由	国るエ(してる「適基い	1)政策目的 祭的で中長期的なエネルギー需給の逼迫、地球温暖化問題の深刻化、原発事故の発生等エネルギーをめぐ 環境変化に対応し、エネルギーの使用の合理化により燃料資源の有効な利用の確保を図るため、住宅の省 水化を促進する。 2)施策の必要性 地球温暖化対策基本法案は、2020 年までに 1990 年比で 25%の温室効果ガス排出量削減との目標を規定しいるが、民生部門の温室効果ガスの排出量は 1990 年比で 1.3 倍に増大しており、住宅・建築物分野におけ 収組みが急務となっている。 改府は、民生部門のエネルギー消費に長期にわたり大きな影響を与える新築の住宅・建築物の省エネ基準 合率を 2020 年度までに 100%とする目標を掲げているが、新築住宅全体に占める省エネ基準(平成 11 年 集)適合率は5割程度と推定されるなど、現行の省エネ法に基づく取組をこれまで以上に強力に推進して (必要がある。 このことから省エネ基準に適合した住宅の取得の拡大を達成するため、省エネに資する設備等の投資等に する負担を住宅ローン減税の拡充により軽減していくことが必要。
本要: 対応 縮源	する	_	

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	「日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)」において、2020年までの目標として「ネットゼロエネルギーハウスの標準化」、「中古住宅の省エネリフォーム(現在の2倍程度)」、新築住宅における省エネ基準達成率100%」を掲げている。 (政策評価体系における位置付け) 3. 資源エネルギー・環境政策
合理性	政策の 達成目標	
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	_
	同上の期間中 の達成目標	-
	政策目標の 達成状況	-
有	要望の措置の 適用見込み	-
効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	住宅ローン減税の拡充(国税)
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	
税負 適用	担軽減措置等の 実績	_
用に	担軽減措置等の適 よる効果(手段と の有効性)	
前回達成	要望時の 目標	
達成	要望時からの 度及び目標に ていない場合の理	-
これ	までの要望経緯	